

製品安全 4 法改正を踏まえた 制度整備について

令和 6 年 8 月 27 日

産業保安・安全グループ

製品安全課

産業構造審議会製品安全小委員会「中間取りまとめ」

- 小委員会にて制度的措置の方向性等を審議し、本年2月に「中間取りまとめ」として公表。

<玩具などのこども用の製品の安全確保のための対応>

- こどもが被害にあう重大製品事故件数を如何に低減していくかが、こどもの安全を確保するための重要な課題
- 特に玩具については、多くの諸外国で事前規制の対象として販売が規制されているにも関わらず、日本では、誤飲等の物理的安全性については規制がない
- 誤飲などが起きやすく通常の製品よりも配慮が必要である玩具などは、マグネットセットや水で膨らむボールのように事故が起こってから規制対象にするのではなく、諸外国同様に事故が起こる前に規制対象とすることが、国内の製品安全の確保に向けた実効性を高める観点から重要
- 今後規制対象とするこども用の製品は、以下の考え方の下で検討を進めていくことが適切である
 - ・ 玩具については、事故の様態等も含む避けるべきリスク等を踏まえ、低年齢層が対象の玩具をまずは対象にすることから検討してはどうか
 - ・ 玩具以外については、ベビーカーや抱っこひもといった諸外国で規制対象となっている、又は、製品事故の発生状況等を踏まえて、安全性の確保が特に必要と認識されている製品を対象としてはどうか

<海外事業者からの直接販売等を通じた製品の安全確保のための対応>

- 事前規制に係る措置として、PSマーク対象製品を海外から直接販売する際には、（現行の製造・輸入事業者と同様）海外事業者において、届出を可能とするとともに、技術基準への適合を求めることが適切
- 事後規制に係る措置として、重大製品事故の国への報告等を求めることが適切
- 海外からPSマーク対象製品の直接販売を行う事業者が、製品安全4法に基づく届け出を行う際、消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置を取らせるための者（国内管理人）の選任を求めることが適切
- 国内管理人については、日本国内に住所を有すること等、国内管理人に求める条件や責務についても併せて検討を行うことが必要

消費生活用製品安全法等^(※)の一部を改正する法律の概要

※消費生活用製品安全法（消安法）、ガス事業法（ガス事法）、電気用品安全法（電安法）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）

・令和6年6月26日公布
・公布から1年半以内に施行

背景・概要

- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、国内外の事業者がオンラインモール等を通じて国内消費者に製品を販売する機会が増大しているところ、
（１）海外事業者がオンラインモールを始めとする取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）を利用するなどして国内消費者に直接販売する製品について、製品の安全性に（法的）責任を有するべき国内の製造・輸入事業者が存在しないといった課題や、（２）玩具等の子供用の製品について、海外からの製品も含め、安全性が確認できない製品に対する販売規制がない（事故が起きてから対応）といった課題が存在。
- 海外から直接販売される製品の安全確保や子供用の製品による事故の未然防止を通じ、国内消費者が製品を安全に使用できる環境を整備するため、
（１）インターネット取引の拡大への対応、（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応のための措置を講じる。

（１）インターネット取引の拡大への対応【消安法、電安法、ガス事法、液石法】

① 海外事業者の規制対象化（国内管理人の選任）

- 海外事業者が取引DPFを利用するなどして国内の輸入事業者を介さず国内消費者に直接製品を販売する場合、当該海外事業者を消安法等において届出を行える対象として明確化するとともに、規制の執行を担保すべく、当該海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求める。



② 取引デジタルプラットフォーム提供者に対する出品削除要請等の創設

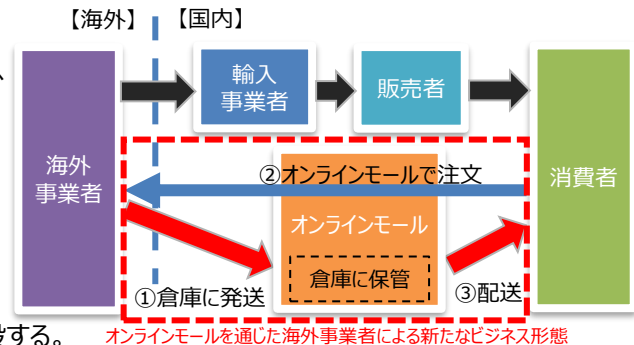
- 取引DPFにおいて提供される消費生活用製品について、国内消費者に危険が及ぶおそれがあると認められ、かつ、その製品の出品者によってリコール等の必要な措置が講じられることが期待できないときは、取引DPF提供者に対し、当該製品の出品削除を要請できるなどの措置を講ずる。

③ 届出事項の公表制度の創設

- 届出事業者の氏名や特定製品の型式の区分、国内管理人の氏名等を公表する制度を創設する。

④ 法令等違反行為者の公表制度の創設

- 法律や法律に基づく命令等に違反する行為を行った者の氏名等について、公表することができる制度を創設する。



オンラインモールを通じた海外事業者による新たなビジネス形態

（２）玩具等の子供用の製品の安全確保への対応【消安法】

① 子供用の製品に係る規制の創設

- 子供用特定製品（主として子供の生活の用に供されるものとして対象年齢や使用上の注意を表示することが必要な製品）について、その製造・輸入事業者に対し、国が定める技術基準への適合、対象年齢・使用上の注意等の警告表示等を求める。
- 上記の義務を履行している旨を示す表示のない製品は販売できないこととする。

海外で法令違反となったぬいぐるみ等
（小部品が取れやすく、誤
飲・窒息に至るおそれ）

マグネットセット・
吸水ボール



② 子供用特定製品の中古品特例

- 子供用特定製品の中古品について、国内消費者に対する注意喚起や安全確保のための体制整備等を条件に、販売を可能とする特例を講ずる。

※ 液石法については、平成11年改正により改正された同法第100条第6号の規定について、規定の修正を行う。

※ 上記のほか、独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）に対する重大製品事故の調査に必要な情報の提供に係る措置（消安法）、届出事項の合理化に係る措置（消安法、ガス事法、電安法、液石法）及び罰則の構成要件に該当する行為を行った時期を明確にする趣旨の消安法の規定の改正その他の所要の規定の整備を行う。

国会審議における主な議論

- 国会における法案審議の過程では、主に以下の点について議論をいただいた。

<子供用特定製品関係>

- 各国が規制をしている中、日本ももっと早くできたのではないか。なぜ今なのか。
- 対象製品等については、国内外の事故の実態や諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、機動的に見直すこと。
- 個別製品の規制対象化（ベッドガード、子供用の化粧セット、アクセサリ、コスチュームドレス 等）。
- 今後定める技術基準と、国際規格・各国の基準との関係。
- 例えば、補償制度などがあるSTマークという制度は本当によくできた制度。
- 新制度とSTマークとの関係性等（規格の整合、届出の要否、日本玩具協会から表明された懸念への対応 等）。
- 制度導入前に製造・輸入された製品は期限を設けず販売可能としているが、これら製品の安全性の確保はどう考えるか。
- 中古品特例の内容、条件は、中古品の安全をどう確保していくのか。

<海外事業者に対する措置関係>

- 海外事業者に対する執行はどのように担保するのか。
- 国内管理人の要件はどのようなものを考えているのか。
- 国内管理人のなり手はどのような人が想定されるのか、実際はオンラインモール事業者がなるのではないか。法人でも個人でもいいのか。

<その他（工場の届出、周知・広報等）>

- 届出事業者が設計をしていれば工場等の情報は届け出なくてよいとしているが、立入検査や事故発生品の輸入事業者の把握の運用面で、影響が出ないようにすべき。
- 法律等での安全確保を前提としつつ、親御さんが玩具の安全性、危険性を理解することが最も事故防止策となる。
- リスクがある玩具を一覧化し、スマホやPCで確認できるインターネットサイトを構築してはどうか。
- こういうマークが目印で購入してくださいねという周知が大事。その周知をどのように行っていくのか。

子供用特定製品に係る措置

子供用特定製品の指定の考え方

- 子供用特定製品の指定にあたっては、子供用製品による子供の製品事故を未然に防止するため、以下のよ
うな視点を総合的に勘案することが必要ではないか。

①子供用の製品であること

主に子供が生活する中で用いられることを特に意図して設計されている製品であること。

②事故の様態等を踏まえ、安全性の確保が必要と認められる製品であること

重大製品事故を含む子供が被害にあう国内外の製品事故の実態を踏まえ安全確保の必要性があること。

③子供用特定製品に指定することにより、危害防止の効果が認められること

製品の市場流通前の技術基準適合や使用方法に係る表示を義務付けることにより、事故を防止する効果が認められること。

④海外で規制の対象とされている等、規制の必要性が認められること

海外で規制の対象である、又は日本への危険な製品の流入懸念がある等、規制の必要性があること。

<改正消費生活用製品安全法 第2条第4項>

この法律において「子供用特定製品」とは、特定製品のうち、主として子供の生活の用に供される製品であつて、その使用方法の表示その他の子供の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための表示が必要であると認められるものとして政令で定めるものをいう。

<消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院HPより抜粋）>

四 子供用特定製品の指定並びに子供用特定製品に係る技術基準及び使用年齢基準については、子供用の製品による事故を未然に防ぐ観点から、国内外における子供が被害にあう事故の実態及び諸外国における規制の動向等を踏まえ策定し、及び機動的に見直すとともに、消費者への周知徹底を図るなど、子供用の製品の安全確保に向けて万全を期すこと。また、子供用特定製品の対象については、育児、保育に関わる幅広い製品を対象としていくことを検討すること。

玩具による重大製品事故

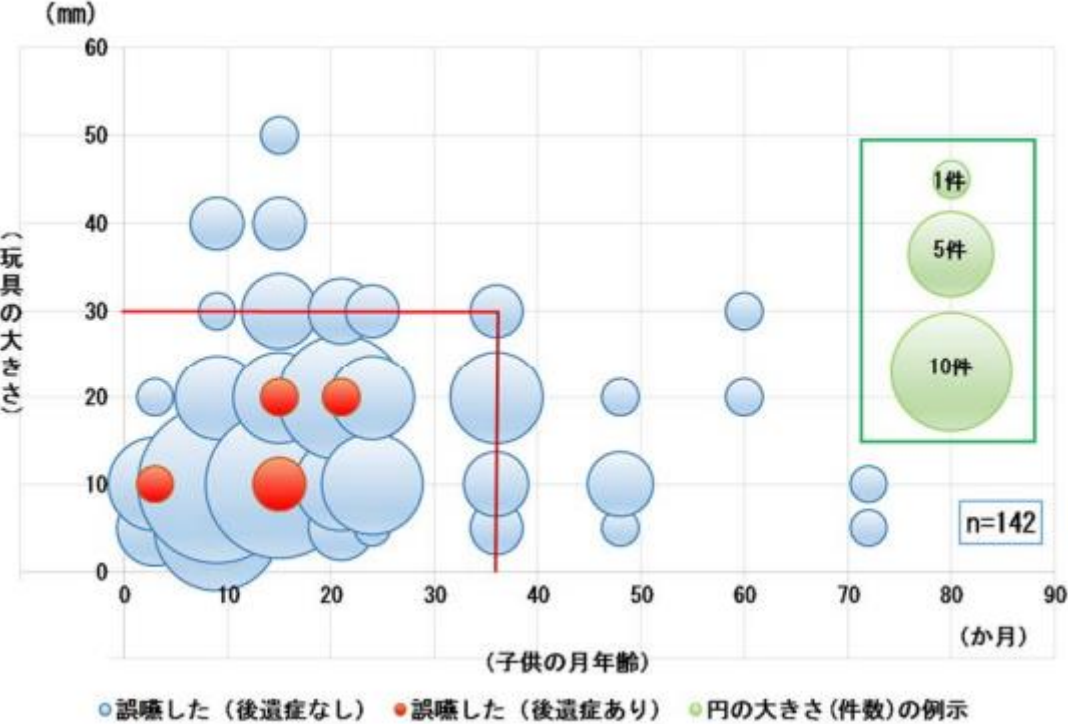
- 玩具は、**多くの子供が長時間接触し、子供による乱雑な使用状況に置かれる蓋然性**が高い。
※子供は、乳児期から探索心に突き動かされ、ものを口を含む、手・足・頭などの体の一部をものの中に挿入する、ものを強打する等の行動が認められている（JIS Z8050）。
- 特に、**3歳までの小さい子供**において、玩具による、**小さな部品を誤飲して窒息する事故**や、**指挟み・突き刺し等の外傷事故**が繰り返し発生している。

	発生時期	被害者年齢	製品	事故概要	被害
1	2010年7月	3歳0カ月	室内用ジャングルジム	製品のブランコを支える棒の両端に17cmくらいの金属製の棒が差し込まれており、子供でも容易に引き抜けるものであった。この棒が右眼球に突き刺さり、救急搬送され外科手術により除去した。	突き刺し
2	2013年6月	2歳0カ月	木製おままごとセットの苺	木製玩具の先端部分を口に含み母親に見せていたところ誤嚥し、母親が掻き出そうとしたが摘出できず救急搬送中に心停止した。72時間後にMRIで異物を確認した。自発呼吸は戻ることなく入院180日経過後も限りなく脳死に近い状態で治療を継続。	窒息
3	2015年8月	0歳9カ月	人形に付属するおしゃぶり玩具	被害児へ離乳食一口とお茶を飲ませたところ、突然苦しそうにしたり。徐々に顔色が悪くなり、間もなく意識を消失した。父が被害児を逆さまにしたり、胸部突き上げ法や人工呼吸を行ったが、救急隊到着時（窒息から21分）には心配停止状態にあった。救急隊がその場で口腔内の異物（人形に付属するおしゃぶり玩具 1 cm大）を除去したが、入院87日目に低酸素脳症のため死亡した。	窒息
4	2016年5月	2歳6カ月	お子様ランチ付属の玩具（吹き矢）	お子様ランチ付属の玩具で遊んでいたところ右の人差し指が筒状の玩具部品に挟まり取れなくなった。医療機関で玩具を除去後、右の人差し指の末梢が膨張し切り傷も認めた。	挟み込み
5	2017年2月	1歳6カ月	玩具のプラスチックパーツの一部	被害児が玩具を口に含んでいるのを兄が発見し、父が口腔内を掻き出すようにして玩具を1つ取り出したが、その後機嫌が悪くなりチアノーゼが認められ、全身麻酔下で異物を除去した。術後、食道と椎体の間に膿痕の形成があり、呼吸困難が危惧されたため、抗菌薬の静脈内投与を2週間継続し、誤飲から24日後に退院した。	窒息
6	2020年11月	2歳3カ月	家庭用折り畳み式ジャングルジム	母親がおもちゃの整理をしていた2～3分の際に被害児が折りたたみである状態のジャングルジムを見つけて取り出そうとし、接合部分に左手が挟まり取れなくなった。救急搬送され左手の人差し指を計7針縫合する治療を受けた。	挟み込み

玩具によるその他の事故や国際規格

- 玩具には、未就学児向けの積み木、小学生向けのボードゲーム、主に大人が収集するフィギュアやカードゲーム等、多種多様な製品が存在する。その中でも、誤嚥による事故は、特に、3歳未満の子供に集中。国際的に見ても3歳未満向けの玩具に対して特に厳しい基準が設けられている。
- なお、3歳未満向けかどうかの判断は、単に事業者が主張する対象年齢のみによるのではなく、類似する製品の対象年齢や、広告から合理的に推測される対象年齢と矛盾しないこと等を勘案して判断する必要がある。
- 以上から、3歳未満向けの玩具は、まず規制の対象とする優先度が高い。

子供の月齢／玩具の大きさ／後遺症の有無の関係
(玩具の誤嚥経験を持つ子供の保護者302人に対するアンケート結果)



ISO8124-1における
3歳未満向け玩具に対する要求事項の例

リスク	要求事項
小部品	36ヵ月未満の子供を対象とした玩具、その取り外し可能な構成部品、及び濫用試験にしたがって試験したときに放出される構成部品は、小部品試験にしたがって試験したときに、小部品円筒内に、 <u>どのような位置関係であれ、完全に収まってはならない。</u>
縁部	36ヵ月未満の子供を対象とする玩具には、 <u>接触可能な鋭い機能的な縁部があってはならない。</u>
ひも	18ヵ月未満の子供を対象にした玩具におけるひもは、 <u>長さが220mmを超えない又は複数のパーツに分離するものでなければならない。</u> 18ヵ月以上36ヵ月未満の子供を対象にした玩具におけるひもは、 <u>長さが300mmを超えない又は複数のパーツに分離するものでなければならない。</u>

【出典】「消費者安全法第23条第1項の規定に基づく事故等原因調査報告書 玩具による乳幼児の気道閉塞事故」(平成29年11月20日)

※ 3歳以上向けの玩具については、リスクをある程度低減させることに留まる緩やかな基準となっている。

(参考) 3歳未満向け玩具の例

- 3歳未満向けとして市場で販売されている玩具には、手でつかんでふると音が鳴るガラガラ、積み木、ぬいぐるみ、木馬などがある。
- 一方、3歳以上向けとして市場で販売されている玩具には、モーターや発射体を含む玩具、ゲームなどがある。

<3歳未満向けとして販売されている玩具の例>



<3歳以上向けとして販売されている玩具の例>



<「玩具の使用開始最低年齢ガイドライン」(一般社団法人日本玩具協会)より抜粋>

誕生から4ヵ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と「行動様式」に関連する側面

- ・3ヵ月前後でモノを掴み(運動神経による掴み)、持つことができる。
- ・聴覚システムは誕生時から機能している。
- ・音の方向に頭を向けたり、彼らの日常の一部として知っている音を発するモノに惹き付けられる。

18ヵ月から24ヵ月未満の子供の「運動能力と認識能力の発達」と「行動様式」に関連する側面

- ・幾つかの組立ブロックを組み立てることができる。
- ・20ヵ月あたりになると、歩いている間、手でモノを持つことができ、個々の部品を互にくっつけたり離したりすることができる。
- ・simpleな玩具や指人形で遊ぶことができる。
- ・玩具の世話をするという概念が発達する。まだ玩具を口に入れるが、頻繁ではなくなる。

玩具以外の子供用製品の事故事例

- 玩具のほかにも、ベビーカー、抱っこひも、ベッドガード、乳幼児用椅子等、様々な子供用製品で子供が被害にあう事故が発生している。こうした製品についても、規制の必要性を検討していくことが必要。

子供用製品による子供の被害の例

- ベビーカーによる事故
 - ・ベビーカーに子供を乗せて段差を乗り越えようとしたところ、転倒し、子供が負傷した。
(子供が被害にあった重大製品事故は、直近10年度において、10件発生※)
- 抱っこひもによる事故
 - ・抱っこひもを使用して乳児を抱っこしてしゃがんだところ、乳児が転落し、頭部に重傷を負った。
 - ・抱っこひもを使用して乳児をおんぶしていたところ、乳児が転落し、肩に重傷を負った。
(子供が被害にあった重大製品事故は、直近10年度において、4件発生※)
- ベッドガードによる事故
 - ・ベッドガードを使用して大人用ベッドに乳児を寝かせていたところ、乳児がベッドガードとマットレスの間に挟まり死亡した。
(子供が被害にあった重大製品事故は、直近10年度において、4件発生※)
- 乳幼児用椅子による事故
 - ・乳幼児用椅子を使用していたところ、幼児がうつぶせになっており、死亡が確認された。
 - ・乳幼児用椅子を使用していたところ、幼児が当該製品のベルトに挟まれた状態で発見され、搬送後、死亡が確認された。
(子供が被害にあった重大製品事故は、直近10年度において、7件発生※)

※2014年4月1日～2024年3月31日に発生した重大製品事故のうち子供が被害にあった事故を2024年8月20日時点で集計

<令和6年2月産構審製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋>

今後規制対象とすることも用の製品は、以下の考え方の下で検討を進めていくことが適切である。

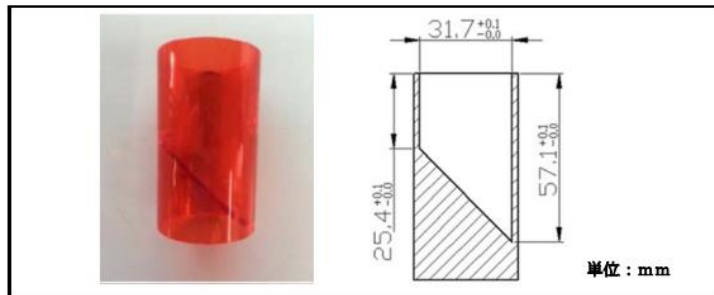
- ・玩具については、事故の様態等も含む避けるべきリスク等を踏まえ、低年齢層が対象の玩具をまずは対象にすることから検討をしてはどうか。
- ・玩具以外については、ベビーカーや抱っこひもといった海外で規制対象となっている、ないしは、製品事故の発生状況等を踏まえて、安全性の確保が特に必要と認識されている製品を対象としてはどうか。

玩具の技術基準について

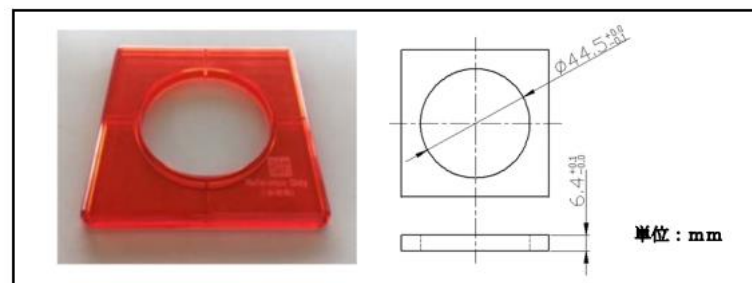
- 玩具の国際規格にはISO8124-1があり、小部品やコードといった様々なリスクに対して、リスクを判定するための実験方法やリスクを踏まえた措置について詳細に規定されている。
- 特に、3歳未満の乳幼児は誤飲・窒息等の危険が高いため、**36ヵ月月未満向け玩具**については、**小部品や小球が存在しないよう、厳しい要求をしている。**
- こうした基準と整合させつつ、日本の子供の安全を確保するために必要な基準を設けることが必要である。

(ISO8124-1における36ヵ月月未満向け玩具への主な要求事項)

- ❑ **小部品**については、**小部品シリンダーを通過する部品（誤飲のリスク有り）を禁止**している。これは、「合理的に予測可能な濫用試験」（落下試験、転倒試験、トルク試験、引張試験等）を行って、小部品が取れる場合も同様に禁止される。
※小部品シリンダーとは直径31.7mmの円筒。
※36ヵ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- ❑ **小球試験を通過する小球（窒息のリスク有り）を禁止**している。これも、「合理的に予測可能な濫用試験」を行って小球が放出される場合も禁止される。
※小球とは、小球試験（直径44.5mmの円）を通過する球。
※36ヵ月以上向け玩具の場合は、警告表示が必要。
- ❑ 半球形の玩具については、穴が空いていること等を要求。
- ❑ コードについても、長さの制限を設けている。
- ❑ 「固定された輪」及び「引き結び」を形成しているコードは、①試験をしてヘッドローブが通過しない、又は、②着脱具分離試験をして、輪又は引き結びが原形を保たず分離できること、が求められる。



小部品シリンダー



小球試験

(出典：いずれも消費者安全調査委員会報告書「玩具による乳幼児の気道閉塞事故」(平成29年11月20日))

玩具の使用年齢基準について

- 玩具は、月齢・年齢ごとに基準の強度が異なり、安全に使用されるためには、**どの年齢の子供向けに作られた製品であるかを製品に明示し、消費者には対象年齢を守って使用してもらうことが必要**。このため、事業者が**適正な対象年齢を設定**するよう**使用年齢基準への適合**を求めることとしたところ。
- 例えば、一般的に多くの消費者が、0歳の乳児に与えると想定される製品を、事業者が2歳以上向けと設定し、0歳向けの技術基準に適合させずに流通させれば、子供の安全が適切に確保できない恐れがある。こうした事態を防ぐため、諸外国のガイドライン等も参考に、使用年齢基準を定めることが必要。

<諸外国における玩具の対象年齢に係るガイドライン>

- 欧州「GUIDANCE DOCUMENT No 11 ON THE APPLICATION OF DIRECTIVE 2009/48/EC ON THE SAFETY OF TOYS」
(36ヵ月未満の子供向け玩具のプレイバリューが決まる主要素)
 - ① 3歳未満の子供の心理、特に「抱っこ」の必要性
 - ② 赤ちゃん、小さな子供、動物の赤ちゃんなど「自分に似ているもの」にひかれる
 - ③ 大人の真似をしたがる
 - ④ 精神発達、特に抽象化能力の欠如、知識レベルの低さ、忍耐力のなさなど
 - ⑤ 動きやすさの手先の器用さなど、身体的能力が未発達であること
- 米国「AGE DETERMINATION GUIDELINES: Relating Consumer Product Characteristics to the skills, play Behaviors, and interests of Children」
3歳未満の子供用の玩具またはその他の成形品
 - ① 製造者の明示した意図（ラベルなど）が妥当なものである場合
 - ② 物品の広告、宣伝、販売
 - ③ その物品が3歳未満の子供向けであると一般に認識されているかどうか

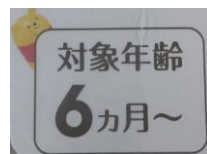
<令和6年2月産構審製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋>

明らかに「こども向け」の製品であるにもかかわらず、偽った対象年齢を設定して販売するといったことが起きることがないよう、製品の実施を踏まえた制度運用が必要である。

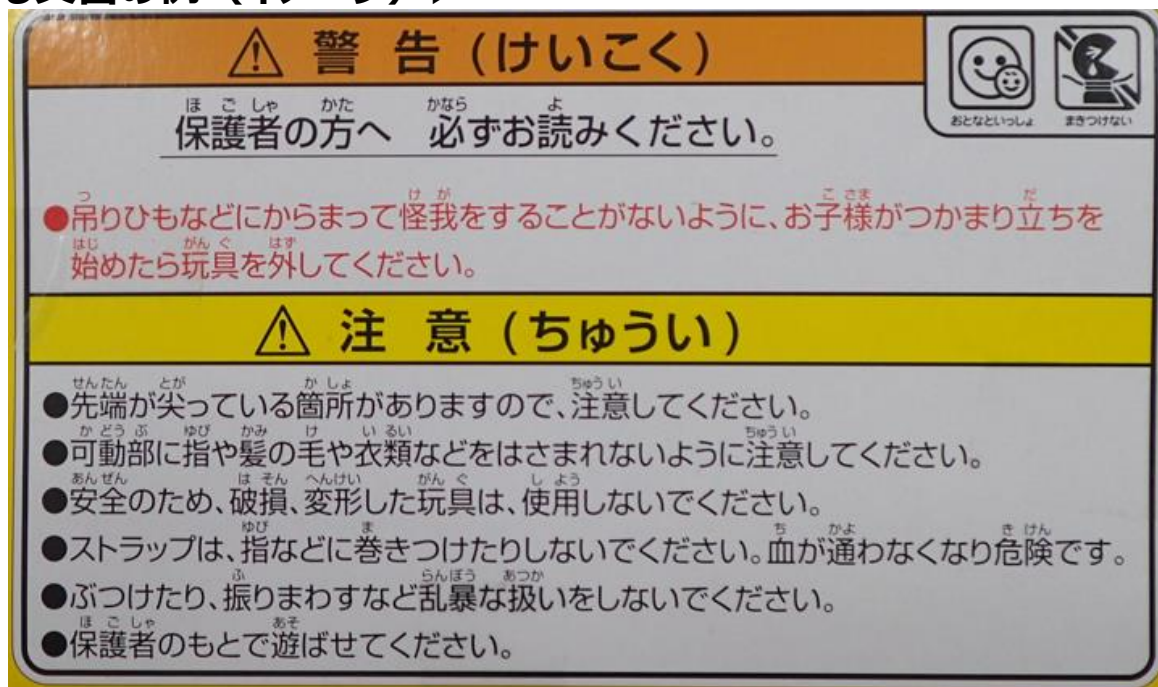
玩具の警告表示について

- 子供用特定製品は、技術基準適合義務に加え、対象年齢や使用上の注意に係る文言（警告表示）を表示することが義務付けられている。日本の消費者が容易に理解できるものとするため、日本語で分かりやすい文言を記載するよう求めることが必要。
- 具体的には、対象年齢に加えて、例えば、ゴム風船については破れた風船を口に入れないよう注意する旨や、長い紐については首を絞める可能性に注意する旨等の日本語での表示を求めることが必要である。

＜対象年齢の例（イメージ）＞



＜使用上の注意に係る文言の例（イメージ）＞



玩具の在庫品の扱い

- 玩具は、玩具店に留まらず量販店や飲食店等、多種多様な小売店に少量多品種の製品が取り扱われており、**玩具の製造事業者・輸入事業者においてもこれらの在庫の量や消化期間を把握することは困難**な状況にある。
- こうした中、**改正法の施行前に製造、輸入**され、既に販売店等の在庫として市場に存在する製品について、**すべてを回収し、マーク等の表示の貼り替えを求めることは困難**。このため、施行前に製造、輸入された玩具については、**販売規制を適用しないこと**とすることが必要である。

＜令和6年2月 産業構造審議会 製品安全小委員会「中間取りまとめ」抜粋＞

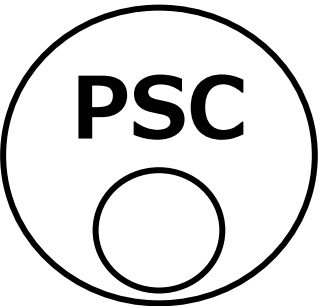
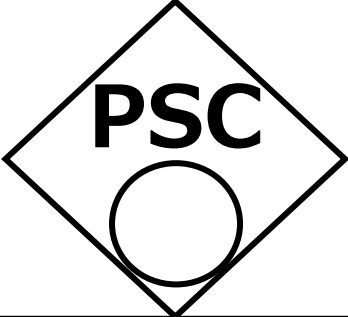
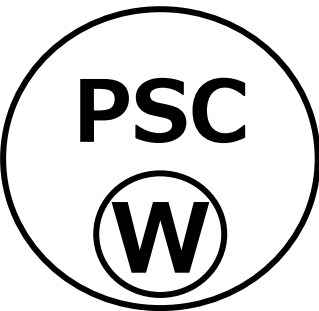
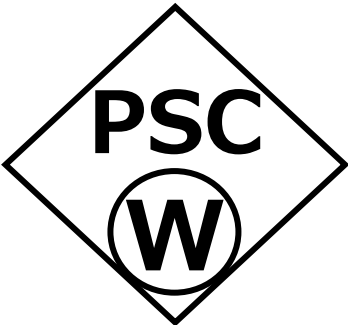
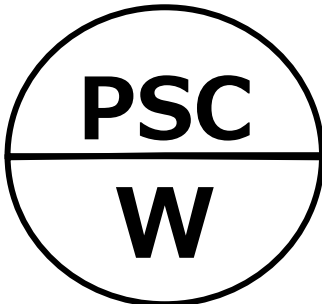
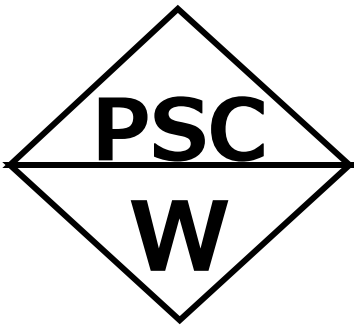
③制度導入前に製造・輸入された製品の取扱いに関する措置

特に玩具における流通実態を踏まえると、こども用の製品について制度導入以降であっても、市場には多くの制度導入以前に製造・輸入された製品の在庫（店頭在庫・流通在庫）が存在していることが想定される。また、現状の古い玩具の流通実態を踏まえると、「アンティーク」に近い概念として、古い玩具が市場や消費者から一定の評価を受け販売されていくといったことも想定される。

こうした特有の流通実態を踏まえると、制度導入以降であっても、制度導入前に製造・輸入されたこども用の製品については各種措置の対象外とする方向で検討を進めることが適切である。

子供用特定製品のマーク（イメージ）

- 子供用特定製品の技術基準適合義務の履行、警告表示義務の履行を示すマークは、一体的なマークとすることが望ましい。また、子供用特定製品かつ①特定製品又は②特別特定製品の2通りのマークが必要。
- なお、表示場所については、製品表面に表示することが困難なものについては、包装容器の表面の見やすい箇所に表示することを可能とすることが必要か。

	案1	案2
基準適合義務の履行を示すマーク	①特定製品かつ子供用特定製品  ②特別特定製品かつ子供用特定製品 	①特定製品かつ子供用特定製品  ②特別特定製品かつ子供用特定製品 
警告表示義務の履行を示すマーク		 
両マークをあわせて表示する場合	 	 

※警告表示義務の履行を示すマークについては、Warningの「W」のほか、Childrenの「C」、こどもの「こ」、子供のイラストなどとする案もあるか。 15

海外事業者に係る措置 等

海外から直接販売される製品の安全確保のための措置

- PSマーク対象製品を国内消費者に直接販売する海外事業者について、特定輸入事業者として、（現行の製造・輸入事業者と同様）届出を可能とし、技術基準への適合等を義務付けた。
- これに伴って、執行及び迅速な対応を確保するなどの観点から、海外事業者に対し、国内における責任者（国内管理人）の選任を求め、その氏名・住所等を届け出させることとした。
- 国内管理人は、「日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者」と定義し、製品安全４法上、海外事業者のいわば代理人として、日本国内における特定製品の安全性の確保に一定の責任を有するものと位置づけた。

<改正消費生活用製品安全法 第２条第10項>

この法律（第二章の二及び第五十四条第一項第四号を除く。）において、輸入する行為には、外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為が含まれるものとする。

<改正消費生活用製品安全法 第６条第２号>

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一 （略）

二 特定製品の輸入の事業を行う者（外国にある者に限る。以下「特定輸入事業者」という。）にあつては、日本国内においてその輸入に係る特定製品による一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生及び拡大を防止するために必要な措置をとらせるための者（以下「国内管理人」という。）の氏名又は名称及び住所並びに法人である国内管理人にあつてはその代表者の氏名

三～五 （略）

国内管理人に求められる基準

- 国内管理人は法人・個人を問わず、また、業種・業態も問わないもの。

(例) オンラインモール事業者、物流事業者、海外事業者の国内代表者、その他行政・規制関連実務に精通している者 等

- 一方、国内管理人は、検査記録の保存義務等が課されるとともに、日本国内において**特定製品の安全性の確保に責任を有するもの**。特定製品に何らかの問題が発生した場合に、規制の実効性の観点から**国内管理人としての適切な業務遂行ができる者のみが選任されるような基準**を要件として定めることが必要。
- 具体的には、特定輸入事業者を求める国内管理人の要件は、省令で定められるところ、**日本国内に住所を有すること、日本語での意思疎通が容易にできること等**が必要。
- また、これらの要件を満たすことを示す書類として、**特定輸入事業者と国内管理人の間の契約書の写し、国内管理人が国内に住所を有することを示す書類等の提出を求めることが必要**。

<国内管理人の要件（案）>

- ・日本国内に住所を有すること
- ・日本語での意思疎通が容易にできること
- ・関係法令の規定を遵守するものであること
- ・消安法の規定により主務大臣が行う処分の通知等を受領する権限を付与されていることのほか、必要な事項を定めた契約関係にあること など

<改正消費生活用製品安全法 第11条第4項>

特定輸入事業者である届出事業者は、その国内管理人が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

規制の実効性を高めるための措置

- 特定製品の設計等について委託等を行う企業側が決定している場合、従来のように、規制当局が画一的に工場の所在地等の情報を求めるよりも、当該企業に対して各種の確認を速やかに行える状態であることを把握する方が、より実効的に事故等へ対応できるとの議論が行われたところ。
- このため、工場の所在地等の届出を不要とする事業者の要件を定める必要がある。具体的には、以下のような要件を求めることが必要である。
 - ①製品の設計を行っていること（設計における安全性の確保）
 - ②第三者検査機関による製品検査を定期的に行っていること（製品の安全性の確保）
 - ③求められた場合には工場の所在地等の情報を速やかに提供できること（万が一事故が起きた場合の迅速な対応）

<改正消費生活用製品安全法 第6条第4号>

第六条 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める特定製品の区分（以下単に「特定製品の区分」という。）に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一～三 （略）

四 当該特定製品の設計を行う者であることその他の主務省令で定める要件に該当しない者にあつては、当該特定製品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該特定製品の製造事業者の名称及び住所）。

五 （略）

今後のスケジュール

今後のスケジュール（想定）

2024年6月26日

改正製品安全4法公布

＜政省令等の改正・整備＞

2024年8月27日

消費経済審議会・産業構造審議会【本日】

2024年秋以降

消費経済審議会・産業構造審議会

政令改正（対象製品の指定等）、省令改正（基準等整備）

その他必要な規定類の整備 等

⇒業界等を通じた周知（説明会等の実施） 等

2025年12月＜P＞

改正製品安全4法施行（公布から1年6月以内）